

名 市 国 第 号  
令 和 4 年 11 月 22 日

名寄市国民健康保険運営協議会

会長 栗原 智博 様

名寄市長 加藤 剛士

### 名寄市国民健康保険税の課税額の改正について(諮問)

このことについて、貴協議会に次の事項を諮問いたします。

#### 記

#### 1. 諮問事項

名寄市国民健康保険税の課税額(基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額)の改正について

#### 2. 諮問内容

今後の財政運営において、被保険者数や所得の減少などにより税収入が減少し、さらに財源充当としての国保基金の活用が図れなくなったことから、納付金の納付にあたり財源不足が見込まれています。また、当市の現行税率において、平成 25 年度から税率を改正していないため、納付金の算定根拠として北海道から示される標準保険料率との間にかい離が生じています。

このことから、国及び北海道の保険料水準の平準化の動きなども考慮し、次の基準を踏まえて、今後の安定的な運営が確保できるよう適正な税率について諮問いたします。

- ・北海道が示す「標準保険料率」(資産割廃止による「3方式化」)を踏まえた税率設定とすること
- ・納付金を納付するための適正な財源確保を図ること
- ・被保険者への負担を考慮し、今後の安定的な財政運営が担えるよう配慮すること

#### 3. 改正時期 令和 5 年 4 月 1 日から適用する